

令和5年度第1回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時：令和5年（2023年）5月15日（月）

10：00～11：35

場所：ヴェルクよこすか 第3会議室

【出席委員】志村委員、手塚委員、岩堀委員、工藤委員、小山委員、佐野委員、島田委員、高橋委員、山本委員、渡辺委員

【欠席委員】石塚委員

【事務局】地域支援部 鶴飼部長、村野課長、山岸主査、里吉主任、加藤主任

【傍聴者】3名

<配付資料>

委員名簿 横須賀市市民協働審議会

資料1 専門部会の設置について

資料2 令和5年度市民協働審議会開催スケジュール（予定）

資料3 市民協働推進関連事業の概要

参考資料① 横須賀市市民協働推進条例・同施行規則

参考資料② 横須賀市市民協働審議会傍聴実施要領

参考資料③ 令和4年度市民協働推進補助金及び市民協働モデル事業活動報告会スケジュール

<議事内容>

1 開 会

会議の成立。（委員11名中、10名出席のため、会議は成立。）

会議資料の確認。

2 委嘱状交付及び委員紹介

鶴飼部長より、委員に委嘱状を交付。

委員から氏名、所属等を自己紹介。

3 審議事項

（1）委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

工藤委員より、志村委員をご推薦する提案があり、全委員から志村委員を委員長とすることについて承認された。

志村委員長が、手塚委員を委員長職務代理者として指名した。

（2）専門部会の設置及び専門部会委員の指名について

事務局 （資料1を説明）

委員長 専門部会の設置については、事務局案のとおり2つの専門部会を設置するという
 ことで進めて良いか。
 全委員 (異議なし)
 委員長 それでは、個々の専門部会の委員を選任していきたい。市民協働推進条例施行
 規則では委員長の指名によると定められているが、もし事務局で腹案があれば示して
 いただきたい。
 事務局 (「横須賀市市民協働審議会 専門部会 (事務局案)」を配布、説明)
 委員長 特段のご意見等がなければ事務局案のとおり指名したいと思うがいかがか。
 全委員 (異議なし)

4 事務局説明事項

(1) 令和5年度の市民協働審議会開催スケジュールについて

事務局 (資料2を説明)
 委員 全体会・専門部会等、と役割が分かれているが、自分が属していない専門部会
 等の傍聴は可能か。
 事務局 可能である。
 委員長 特段のご意見等がなければ事務局案のとおり開催となるがいかがか。
 全委員 (異議なし)

(2) 市民協働推進関連事業について

事務局 (資料3を説明)
 委員 1頁の2、市民協働推進補助金は審議会において審査を行うもので、これにつ
 いては審査会と報告会があるが、補助金を交付する以外に例えばネットワー
 キングや関連団体等との交流を促進するための会等はあるのか。もしくは、補助
 金申込団体が行政の関連部署を紹介してもらえるような協働の仕組みはあるの
 か。
 事務局 市民協働推進補助金については委員の皆様には審査をしていただく。補助金活動
 報告会において、補助金交付団体から活動報告を受けていただくという機会
 はあるが、審査・報告以外にネットワーキングや交流促進を目的とした会は設
 けていない。
 委員 補助金交付団体から、事業を実施するなかで市が相談先として頼られること
 はないのか。例えば、市の該当部署へ繋ぐ等はしていないのか。
 事務局 市民協働推進補助金交付事業においてだけではなく、モデル事業等において
 も、相談を受ければ担当の課へ橋渡しなどはしている。
 委員 2頁の3、市民協働モデル事業について。令和4年度と令和5年度の応募がな
 いというのは、とても良い仕組みなのに非常に勿体ないように感じる。テーマ
 設定について、行政からの思惑が強くてしまい、市民公益活動団体が取り組
 んだテーマに設定されてしまっているのではないかと感じる。協働事業な
 のでテーマに関しても一緒に設定できるものが良いと思う。
 事務局 市民協働モデル事業は区分が2つある。1つは行政募集テーマで、行政が設定
 したテーマについて、一緒に事業に取り組んでいただける団体を募集するもの
 である。もう1つに自由テーマというのがあり、こちらについては団体からテ
 マと事業提案があり、それに対して行政と一緒に取り組むものである。
 同じ時期に募集をかけており、過去には両方のテーマに対し応募のある年もあ
 ったが、令和4年度と5年度は自由テーマに対する応募がなかったことと、令
 和5年度については行政側から提案したテーマのモデル事業についても残念な
 がら応募がなかったという状況である。
 委員 令和4年度の行政テーマについては団体・行政双方一緒になって取り組むこと

ができた事例ということか。

事務局 そうである。協働事業なので、双方が協働で行う事が出来るという状況が重要である。マッチングが上手くいけば、モデル事業として成立する。

委員 モデル事業は素晴らしい仕組みだと思うので、もう少し活性化できると良いと思う。

委員 3頁の4、市民まちづくりサポーター保険制度については、団体が活動している際に対する保証かと思うが、対象者は市民活動団体のみなのか。例えば、町内会・自治会などは対象になるのか。

事務局 団体向けの保険制度として用意しているが、町内会・自治会の活動であっても、保険の対象となる条件を満たした活動であれば、対象となる。

委員 6頁の2、特定非営利活動法人補助金は、その前段の1、NPO支援基金と繋がっているという認識でよいか。

事務局 その通りである。

委員 130万円が市民協働推進補助金に充当されている以外は、他団体に分配されているという認識でよいか。

事務局 市民協働推進関連事業における補助金は2つあり、1つめの市民協働推進補助金は、NPO支援基金に対して「一般寄付」として寄付された分から130万円が充当されている。もうひとつは、NPO支援基金に対して「団体希望寄付」もしくは「分野希望寄付」ということでご寄付をいただいた中から、制度にご登録いただいているNPO法人に補助金として交付する特定非営利活動法人補助金がある。こちらには、令和4年度実績として63万円充当している。

委員 2頁の表の6団体、補助査定合計額248万円の部分に130万円が充当されているとうことか。

事務局 年度はずれるが、その部分に充当するという流れである。

委員 特定非営利活動法人補助金は登録団体数が47団体あるなかで、令和4年度補助実績は7団体だが、その他の40団体はもらえない、ということなのか。

事務局 毎年、いただいた寄付に対して団体ごとに補助金申請可能額を計算し、該当団体へは通知している。こちらの補助金は、「団体希望寄付」と「分野希望寄付」が充当されるが、団体希望寄付はそのまま指定の団体へ、そして分野希望寄付に関しては、その分野で登録している団体の数で割る仕組みである。ほとんどの団体が補助金申請が可能であるが、例えば1万円の寄付に対して同じ分野で登録をしている団体が10団体であれば、均等に割ると千円しか申請できないので、その金額に対する申請手続きに要する時間や手間のことを考えると、申請してくる団体が少ないという結果となっている。

委員 また、補助金として交付する以上は審査や実績報告も必要になる。NPO法人条例指定審査専門部会については、8頁の5、NPO法人の個別条例指定制度という部分が該当ということか。

事務局 先ほど専門部会の設置を決めた際に、条例指定について、申請がないかもしれないのでは、という議論があった。指定については「NPO法人」と条例で限定されているのだと思うが、横須賀市の取り組みは始まりが早いので、個別指定の条例自体もNPO法人が当時流行っている頃に条例を作っている。昨今、一般社団法人が流行ってきたなかで、この後新しくNPO法人が設立されることがあまりなくなってくると、条例指定となるのは県の認定をもとれるような大きな団体に対象が固まり、条例指定制度が既得権益みたいになってしまう。新しく若い、さまざまな活動をしている団体が対象にならないので、別の仕組みができれば良いのではないか。このことについて、議論や条例改正などを考え始めても良いのではないかと思う。

委員 条例指定の実績からも、認定をとっているような大きな団体が繰り返し申し出てくる、というように制度が固まってしまっているの、そういった部分の制度改正に対して少し考え始めても良いのではないかと思う。

事務局 これは、事務局に対してというより、他の委員の方々に対する提案である。

事務局 歴史的経過や現状における課題等を整理し、ご提案については事務局においても研究を進めさせていただきたい。

委員 近年の新規団体の様子や、NPO法人の法律（特定非営利活動促進法）ができてから新たな団体数がどのように推移しているか、また一方で、一般社団法人についてもどのように数が推移しているか、データを整理できればよく見えると思う。市で一般社団法人は把握できるか。

事務局 一般社団法人の把握は、市ではできない。

委員 それならば活動団体ベースで、活動が活発で目立つ団体をピックアップし、その団体はNPO法人なのか一般社団法人なのか、相対的に割合がつかめると良い。NPO法人でなくとも、目立つ活動をされている団体は結構あると思う。

委員 3頁の4、市民まちづくりサポーター保険について、対象活動は市内において継続的・計画的に無報酬で行われている公益性のある活動ということだが、これは事故が起こった際に市へ連絡すると、要件を満たしていれば補償があるというもので、先ほどの質問にあった町内会活動のなかでも互助的な活動に対しての保証は難しいかと思う。また、有償ボランティアという考えが浸透してきている昨今では無報酬という部分についての線引きが難しい。実費弁償は例外かと思うが、このあたりを丁寧に整理した方が良いかと思う。

社会福祉協議会のボランティア保険も原則無報酬が条件である。

先ほどお話にあった条例指定制度については、都道府県・市区町村が個別に指定することによりその法人への寄附を促し活動を支援する制度だが、昨今は市民協働推進補助金の交付を受ける団体にも一般社団法人が入っている。一般社団法人そのものの制度でも、完全な非営利型と共益型、そして一般型の定款を定めている団体があり、単純に一般社団法人という法人格のみで非営利型の公益活動団体かどうかというのは判断できない。

今は全国的にNPO法人の数より一般社団法人の数のほうが多いが、きちんと定款を見ないと非営利型かどうかはわからない。また、一般社団法人の定款作成を行政書士にお願いしても、一般型か非営利型か分からないまま定款を作成してしまうことがあるので、団体としてはボランティア活動のために法人を作ったつもりでいても、知識がないために、一般形の定款となってしまうことがある。このあたりのお勉強会も今後やっても良いのではないかと思う。

非営利型と共益型、そして一般型にかかわらず、一般社団法人という法人格さえあれば条例指定のような制度やNPO補助金のような助成金の応募を可能とってしまうのか、という点については十分な検討が必要である。

また、労働者協同組合法（ワーカーズコレクティブ）が法制化され、こちらは限りなく共益に近い内容の活動・運営をされているので、そのあたりの知識、仕組み等についても市民向けにわかりやすく発信等ができれば良いのではないかと思う。

事務局 お力をお借りしながら、事務局としても一緒に勉強していけたらと思う。

市民まちづくりサポーター保険に関しては、公益性のある活動を対象としており互助的な活動については適用されないが、海岸清掃などのように不特定多数の方に利益を与えるものについては適用される。活動の内容によって、適否の判断がされるというものである。

委員 いろんな自治体で、ボランティア活動を後押しするような保険の用意をしているが、横須賀が素晴らしいと思うのは、横須賀市民だけでなく市外在住者であっても市内において対象となる活動に参加した人は保険の対象となる、という部分である。この部分は他の自治体でもあまり例がない。

委員 市民公益活動のすそ野を広げるといえるのか、市民協働事業というとハードルが高いように感じられてしまうが、例えば市民協働推進補助金なら任意団体でも応募が可能なので応募について検討する市民の方が増えていけば良いと思う。もう一歩踏み込んだ支援ができるものとして、今年度から新しく始まる市民公益活動人材育成研修受講奨励金は、うまく活用していただければより横須賀の

市民協働を深めていける団体がでてくるのではと期待している。モデル事業がここ2年、自由テーマ提案がないのは残念である。コロナの影響により活動の縮小が見受けられる面もあるが一方で、コロナだからこそ、より一層市民活動が必要とされる場面もあったのではないかと思っている。団体に対する啓発も必要なのではないかと思う。

11 頁に令和5年度予算の概要が載っているが、市民協働モデル事業は1件が採択されるということなのか。

事務局 これは、令和5年度の予算の概要なので、現在動いている水上オートバイのマナー啓発事業の予算である。今年度、またモデル事業の募集を行いその結果を踏まえ、来年度予算については検討していく。

委員 この3年間のコロナ禍において、活動が縮小してしまった。どうしても市民活動は触れ合いやコミュニティが主となる。市民協働推進補助金については少し、様変わりをしているのかなという部分がある。ただ、そうだとすると近年の審査では、「これは市民活動ではなく趣味の延長線上なのではないか」と思われる活動もあり、審査を委ねられる審議会としてもハードルの高さを感じる。審査が難しい。これから補助金申請を検討している団体にとっては報告会がとても参考になり、良いものなのでご参加いただきたい。事務局においては、審査の際にかなり細かく団体に対して指導をしてくれているようなので、我々審議会としてもそこをフォローできたらと思う。

小山委員から冒頭、市民協働推進補助金についての質問で、補助金を交付するのみで活動に対するアドバイスはないのかとご質問があったが、事務局のほうでかなり細かくアドバイスや関連部署の紹介などもしている。

また、報告会のなかでは我々コメンテーターからもコメントをさせていただいたり、報告会が終わった後に何かあれば、個別にアドバイスなどはさせていただいている。

委員 新たな市民協働モデル事業はこのところ停滞ぎみではあるが、アフターコロナということで今後は応募団体が増えてくるように思う。今年は少しプロモーションを頑張っていたいただきたい。多くの方に来場していただける報告会にしていだけたらと思う。

市民公益活動なのか趣味の延長なのかという点は難しく、世代間ギャップがある。

世田谷まちづくりファンドで運営委員をさせていただいていたなかで、活動している若い方とお話しをする機会があり、活動自体はひきこもりや虐待の方のための活動というようにシビアなことをされていても、課題認識をしてやっているという感覚ではなく、楽しんでやっている。「まちづくりといわれても困ります、課題解決型ではありません。」とはっきり言われたりもする。楽しくないと活動にならず、まずは来てもらわないと始まらないのだから、と言われてしまう。

「まちづくりファンド」ではあるが、「まちづくり」というワードがなんだかダサいというところで、NPOも目的は課題解決であった。若い方達にとっては、課題解決をしてはいても、そのワードでは刺さらない。我々委員もそうだが、「来てもらわなければ始まらない」というところの世代間の感覚を考えていかなければならない部分なのかなと思う。

委員長 横須賀は、割と若い方も頑張って活動しているなという印象がある。

長く横須賀市の市民協働に係わっている人間だからこそお話できることだと思うが、25年前、一番最初に横須賀市の市民協働についての指針を決めた頃からだんだん社会情勢が変化し、手続きや社会のニーズが変わるということ、市民側の要望も変わってきていることを感じている。老婆心で話すと、市民協働推進担当の事業は1つめに市民協働型まちづくり推進事業があり、2つめに市民公益活動促進事業がある。そして3つ目に市民活動サポートセンターの運営事業。事業はそれぞれ市民協働型まちづくり推進指針と、市民公益活動促進指針に基づいて、事業を形作っている。市としてはこれらの指針を拠り所として考え、施策を展開している。この2つの指針があるように、普通は、市民が協働してまちづくりを行うことを自治体が支援するが、横須賀は、市民活動の推

進をしていく活動に補助金を交付する。市民側からの働きかけにより活動するという考えと、そして、行政側からも働きかけて、市民を巻き込んでやっ
ていく、というものもある。

両方の形をとって、それこそが横須賀の「市民協働型まちづくり」だとして
いる。市民だけがまちづくりを決めるのではなくて、行政と協働でまちづく
りを行う市民を、巻き込んでいく形としている。市民からと行政からと、「協
働とは双方向であるはずだ」ということをしっかり条例にも落とし込んでお
り、横須賀はその点でかなり先進的であった。

行政側からの働きかけについては、モデル事業や、職員の研修もしっかりやっ
てきた経緯がある。20年以上も職員研修の講師をしているが、こんなに内容
の濃い研修をやっている自治体はあまりないかと思う。横須賀市は最初から、
市民と一緒にできる事業を作ろうと考えていた。

年月が経つなかで考えがいろいろ混じってしまい、それぞれの方向性が見えに
くなくなっているというのと、昨今はあまり行政側から発案するようなことはし
ていない。団体側から、「こういった事業を協働でどうか」と提案されても、
「ほかの仕事もあるし」といった形でなかなか受け入れてもらえない。行政側
が市民としっかりやっていくことの重要性を職員にも浸透させることが重要。
また、しっかりした市民団体が育つことで委託などもできるようになる。それ
を見込んで制度設計をしているが、最近は行政と市民の関係が弱くなっている
ところがある。お互いのニーズのマッチングが上手くいけば協働が活性化し、
新しい施策にも繋がるのではないかと思う。

このように進むことは間違いではなく良いことだが、再度確認して、どこを強
化していくのか、と考えることは非常に大事なポイントかと思う。

協働はそもそも課題ばかりなことで、行政との協働だけでなく民間の力も取り
入れること、という自治体もある。ただ、「市側がきちんと協働意識を持つ」
ということは大事にしていいただきながら、今後も横須賀市の市民協働を推進し
ていただけたらと思う。

公益活動促進事業は市民活動を応援することなので、市民協働推進補助金はこ
ちらにあたると考えることもできるのではとも思うが、とても分かりやすい構
図で事業展開している。

5 その他

事務局から現在日程の確定している、市民協働推進補助金・市民協働モデル事業活動報告会
及び次回の審議会の開催予定に関する事務連絡。

6 閉 会